広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系管理・利用心得（共同利用・共同研究者向け）

改正　平成22.6.17　平成28.3.25　令和7.1.27

(趣旨)

第1　この心得は，広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系運営要領(平成22年3月30日研究所長決裁。以下「運営要領」という。)第3第2項及び第4第2項の規定に基づき，広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室(以下「中央研究機器室」という。)及び広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央実験室(以下「中央実験室」という。)の管理・利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2　中央研究機器室及び中央実験室の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は，放射線災害・医科学研究拠点　共同利用・共同研究申請書及び放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室登録申請書(様式1)を提出し，許可を得ること。

2　利用者が申請する際は，広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第13条第1項に規定する附属被ばく資料調査解析部又は広島大学原爆放射線医科学研究所運営内規第15条及び第19条に規定する研究分野等(以下「研究分野等」という。)を受け入れ先とし，あらかじめその常勤研究者(以下「受入研究者」という。)の承諾を得ること。

3　特殊機器については，利用資格を必要とする場合があるため，各機器の利用マニュアルを参照し，あらかじめ広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会(以下「専門委員会」という。)から委託された研究分野等の管理者（以下「管理者」という。）と相談の上，申請すること。

4　許可された者以外は，機器を利用することはできない。

(機器の管理)

第3　中央研究機器室の機器等(以下「機器」という。)の管理は，管理者が行う。

(利用時間)

第4　中央研究機器室及び中央実験室は，24時間利用できるものとする。ただし，特に管理者の定める機器は除く。

(使用簿)

第5　利用者は，機器の使用後，備え付けの使用簿に必要事項を記入しなければならない。

(利用予約)

第6　中央研究機器室及び中央実験室の利用は，管理者が定める方法により予約することを原則とする。

2　機器の利用の取消し又は利用する機器に変更がある場合は，速やかに管理者に連絡し，その指示に従うこと。

3　利用者同士で利用希望時間が重複した場合は，利用者間で調整すること。

(機器の操作)

第7　機器の操作は，原則として利用者が行うものとし，操作に当たっては，機器利用マ

ニュアルを熟知して使用すること。

2　利用者が初めて機器を操作する場合は，管理者に連絡し，その指示に従うこと。

3　特殊機器は，管理者又は専門委員会が許可を与えた者のみが操作できる。

(設備利用料及び消耗品費)

第8　研究所長は，機器の利用に関して，広島大学原爆放射線医科学研究所が管理する研究用設備の学外者利用に関する規則(平成22年3月31日規則第24号)第6条に規定する設備利用料及び別に定める設備の利用に必要な消耗品の購入費用を利用者から徴収するものとする。

(消耗品等の取扱い)

第9　第8に規定するもの以外で実験に使用する消耗品は，必要に応じて利用者が持参するものとし，実験終了後は速やかに撤去すること。

2　原則として毒劇物は持ち込まないこと。

3　実験上，やむを得ず毒劇物を使用する場合及び廃液を処理する場合については，あらかじめ受入研究者と相談の上，その指示に従うこと。

(機器の持込み)

第10　原則として，実験で使用する消耗品以外の物は持ち込まないこと。

2　やむを得ず必要な機器を持ち込む場合等は，専門委員会委員長(以下「委員長」という。)に放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室機器持込み申請書(様式2)を提出し，許可を得ること。

(機器の持出し)

第11　原則として，機器の持ち出しはできない。ただし，やむを得ず機器を持ち出さなければならない場合は，委員長に放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室機器持出し申請書(様式3)を提出し，許可を得ること。

(長期利用)

第12　原則として，機器の長期利用はできない。ただし，やむを得ず機器を長期利用する場合は，委員長に放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室長期利用申請書(様式4)を提出し，許可を得ること。

(飲食等の禁止)

第13　中央研究機器室及び中央実験室での飲食及び喫煙は，禁止する。

(利用者の責任等)

第14　利用者は，この心得を遵守し，中央研究機器室及び中央実験室の秩序及び清潔の保持並びに機器を良好な状態に保つよう努力しなければならない。また，使用した後は，必ず清掃すること。

2　機器を破損又は紛失した場合は，速やかに管理者に連絡し，その指示に従うこと。

3　利用者の故意又は重大な過失によるものと専門委員会が認めた場合は，その損害を利用者又は利用者の所属する研究分野等が補償・修理しなければならない。

4　この心得を遵守せず，他に著しく迷惑を及ぼす場合(機器及び実験台を1人で独占的に使

用することを含む。)は，専門委員会が利用者に注意を与え，更に中央研究機器室及び中央実験室の使用の制限又は禁止の措置を講ずることができる。

(RI実験の禁止)

第15　中央研究機器室及び中央実験室内でRIを用いた実験は，禁止する。

(非常災害発生時の処置)

第16　火災，停電その他緊急事態が発生した場合は，勤務時間内は機器サービス室又は霞地区運営支援部に，勤務時間外の場合は「遺伝子実験系緊急時連絡先一覧表」により，速やかに連絡すること。

(雑則)

第17　この心得は，専門委員会で随時改正を行い，改正を行った場合は，その都度利用者等に連絡する。

附　則

この心得は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年6月17日　一部改正)

この心得は，平成22年7月1日から施行する。

附　則(平成28年3月25日　一部改正)

この心得は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和 7 年 1 月 27 日　一部改正)

1　この心得は，令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

2　この心得による改正後の広島大学原爆放射線医科学研究所附属放射線先端医学実験施設遺伝子実験系管理・利用心得（共同利用・共同研究者向け）第 2 第 2 項の規定は，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（様式1）

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所　附属放射線先端医学実験施設長　殿

放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室登録申請書

下記の機器を登録したいので,中央研究機器室の登録を申請します。

所属分野等:

＊共同利用・共同研究者が申請する場合,原医研受入研究者の承諾を得て下さい

受入研究者の承諾:　所属　　氏名

氏名	連絡先 e-mail	連絡先 内線番号	区分 教員 職員 学生 研究生 その他	機器																														
				FACS CantoⅡ	FACS Aria IIIu	共焦点ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾝ顕微鏡	自動核酸抽出機 KURABO	自動核酸抽出機 TOYOBO	ｷｬﾋﾟﾗﾘｰｼｰｹﾝｻ SeqStudio Genetic Analyzer	ﾏｲｸﾛﾌﾟﾚｰﾄﾘｰﾀﾞ Varioskan	ﾚｰｻﾞｰﾏｲｸﾛﾀﾞｲｾｸｼｮﾝｼｽﾃﾑ PALM	ﾙﾐｲﾒｰｼﾞｱﾅﾗｲｻﾞｰ ImageQuant LAS 4000mini	蛋白質分離装置（遠心分離・ｼｪｰｶｰ）	ｵｰﾙｲﾝﾜﾝ蛍光顕微鏡 KEYENCE BZ-8000	7500 Real-Time PCR System	StepOnePlus Real-Time PCR System	全自動血球計装置　PCE-310	自動現像機　Fuji　FPM-100	ﾗﾎﾞﾁｯﾌﾟ型全自動電気泳動ｼｽﾃﾑ Experion	ﾏｲｸﾛﾁｯﾌﾟ自動電気泳動ｼｽﾃﾑ TapeStation	次世代ｼｰｹﾝｻ周辺機器	組織標本作製システム	X線照射装置　CP-160	ｲﾒｰｼﾞﾝｸﾞｻｲﾄﾒｰﾀｰ　IN Cell Analyzer	ﾊｲｺﾝﾃﾝﾂｲﾒｰｼﾞﾝｸﾞｼｽﾃﾑ OperaPhenix	超微量分光光度計　NanoDrop 2000	マルチピペッターシステム	蛍光実体顕微鏡　ｵﾘﾝﾊﾟｽSZX16/DP80	遺伝子導入システム　Neon	染色体解析システム Metafer	染色体ﾒﾀﾌｪｰｽﾞ標本作製装置 HANABI-HS	生細胞イメージングシステム	ナノポアシーケンサシステム	細胞培養システム	その他機器

※申請代表者を先頭に記入してください（水色セル）。
※登録希望する機器に〇を記入してください。
※e-mailは，常に確認するものを記入してください（利用案内は原則，メールで行います）。
※各機器利用についての詳細は，「放射線先端医学実験施設遺伝子実験系共通機器利用マニュアル」をご確認ください。本書記載の同意事項に同意の上、当申請書をご提出ください。
※講習会受講が登録許可要件の機器は次のとおりです。　　FACSCantoII，FACSAriaIIIu
※組織標本作製ｼｽﾃﾑの操作は遺伝子実験系担当者が行います(有料受託サービス)。
※FACS CantoII/AriaIIIu，SeqStudio，自動現像機FPM-100は，設備利用料をご負担いただきます。登録をご希望される場合は，次ページの経費負担先情報を必ずご記入ください。
　設備利用料については，機器利用マニュアルにてご確認ください。
※ナノポアシーケンサシステムは，大学連携研究設備ネットワークへのユーザー登録（研究室や予算の登録も含む）が必須です。

経費負担先情報

所属分野等:

【学内者】

経費種別	□運営費交付金　□寄附金　□科学研究費補助金　□受託研究費・共同研究費　□ その他		
会計単位コード		会計単位名称	
経理単位コード		経理単位名称	
予算科目コード		予算科目名称	
研究題目※			
研究期間※	年　月　日　～　年　月　日		
使用目的※			
会計事務担当者	氏名（フリガナ）	内線:	e-mail :

※設備利用料は，運営費交付金，寄附金及び外部資金（科学研究費補助金・受託研究費・共同研究費など）での費用振替でお支払いいただきます。
※科学研究費補助金での支払いは，開始月から12月31日使用分までを対象とします。
※受託研究費・共同研究費・その他補助金の場合，機器使用の支払いが可能か契約の相手方・資金交付元に確認をお願いします。
※受託研究費・共同研究費・その他補助金については，研究終了月の前々月使用分までを対象とします（例：研究終了月が3月の場合1月使用分まで）。
※外部資金での支払いを希望する場合は，研究題目，研究期間及び使用目的をご記入ください。
※会計事務担当者欄には，研究室内で振替方法についての問い合わせにご返答いただける方をご記入ください（研究室内の事務担当者等）。
※経理単位を変更されたい場合は，経費負担先情報（本ページ）のみご提出下さい。

【学外者】

広島大学の経費で負担 □共同研究費	本学経費負担先	所属
		氏名（フリガナ）
所属機関の経費で負担 □請求書払い	請求書名義	住所 機関名 代表者等氏名
	送付先 （ご担当者様名までご記入ください）	

※原医研研究者を受入研究者とする共同研究費でお支払いされる場合は、原医研受入研究者の所属、氏名をご記入ください。
※所属機関の経費でお支払いの場合は，広島大学より請求書を発行し，ご指定の住所に送付いたしますので，本学指定口座にお振込ください。

（共通事項）
※原則，研究分野等ごと、本務先所属にて本申請書をご提出ください
※支払手続きは，使用月の翌月に行います（例：12月使用分は1月末費用振替または請求書発行）。

（様式2）

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所
附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会委員長　殿

放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室機器持込み申請書

下記のとおり，中央研究機器室への機器の持込みを申請します。

記

所　　属	
氏　　名	㊞　　電話
実　験　課　題	
実験概要・申請理由	
機　器　の　名　称	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

殿

年　　月　　日付けで申請のあった放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室への機器の持込みを許可します。

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所
附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会委員長
㊞

（様式3）

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所
附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会委員長　殿

放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室機器持出し申請書

下記のとおり，中央研究機器室の機器の持出しを申請します。

記

所　　属	
氏　　名	㊞　　電話
実　験　課　題	
実験概要・申請理由	
機　器　の　名　称	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

殿

年　　月　　日付けで申請のあった放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室の機器の持出しを許可します。

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所
附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会委員長
㊞

（様式4）

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所
附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会委員長　殿

放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室長期利用申請書

下記のとおり，中央研究機器室の機器の長期利用を申請します。

記

所　　属	
氏　　名	㊞　　電話
実　験　課　題	
実験概要・申請理由	
機　器　の　名　称	
期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

殿

年　　月　　日付けで申請のあった放射線先端医学実験施設遺伝子実験系中央研究機器室の機器の長期利用を許可します。

年　　月　　日

広島大学原爆放射線医科学研究所
附属放射線先端医学実験施設遺伝子専門委員会委員長
㊞